

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

只見町長 渡部 勇夫

市町村名 (市町村コード)	只見町 (07367)
地域名 (地域内農業集落名)	熊倉地区 (熊倉集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

熊倉地区は、昭和61年に農地の大部分において基盤整備実施済みである。  
地区内の人口減少、高齢化による離農が進んでいることもあり、地区外の担い手への集積が進んでいるが、農業施設の老朽化、農業を下支えする地域の労働力の低下により、担い手の負担が大きくなる事が懸念される。  
イノシシによる農作物の被害が拡大しており、その被害防止対策も課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区外の担い手により、水稻を中心として、トマト・蕎麦の作付が行われており、引き続き、農地の集積・集約化に取組み、担い手が耕作し易い環境を整えていく。  
荒廃農地を防止するためにも、集落内で保全管理を行いつつ活用方法を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手へ農地集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者は原則農地中間管理機構に貸し付けていく。 地区外担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大部分が基盤整備実施済みであるため、必要に応じて、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者を積極的に受け入れ、地域農業の担い手を育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシによる農作物の被害が拡大しているため、町、猟友会等関係団体と一体となって被害防止対策に取り組む。